

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会役員及び評議員
の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人松伏町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条 役員等の報酬は、定款第10条及び第25条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。